

鶴見青色申告会会員の皆様へ



鶴見税務署長
菊池 修

初秋の候、鶴見青色申告会会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年も10月から記帳点検事業が開始されますが、この事業は正しい記帳による正しい申告を担保する意味からも、鶴見青色申告会の重要な事業の一つと考えます。

日々正しく記帳を行うことは、適正な申告のためだけではなく、事業の状況の把握及び経営の健全化・効率化等にも役立てることができ、「正規の簿記の原則」に基づいて記帳された事業者の方は、65万円の青色申告特別控除を受けるこ

とができます。

さらには、消費税及び地方消費税の申告においては、仕入税額控除を受けるためにも正しく記帳が行われていることが必要となります。

また、平成26年1月からは業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が義務化され、日々の記帳はますます大事なものとなっておりまます。

本年の記帳点検については9日間にわたり開催すると伺っております。会員の皆様におかれましては、是非、この機会に記帳点検を受けていただき、簡易帳簿で記帳されている方は、一人でも多く「正規の簿記の原則」による記帳への移行をご検討いただくだけでなく、現在「正規の簿記の原則」により記帳されている方は、より一層の理解を深めていただきますよう重ねてお願いいたします。

終りに、鶴見青色申告会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄をお祈り申し上げます。

記帳点検に際してご持参いただくもの



青色申告特別控除10万円の方

- 現金出納帳
- 経費帳
- 事業用預貯金通帳
- その他備付帳簿
- 月別集計表



青色申告特別控除65万円の方

- 振替伝票
- 総勘定元帳(補助簿を含む)
- 月別合計残高試算表
- 事業用預貯金通帳



会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の方

- ノート型パソコン又はバックアップデータが入ったUSBメモリー



その他

- 印鑑
- 電子証明書付住基カード(お持ちの方のみ)
- 会員証

◎ 減価償却費計算サービス(無料)を受ける方

- 平成24年分決算書控
- 固定資産を新たに取得された方は金額並びに支払明細がわかる書類



消費税の指導も併せて行いますので、平成23年分・平成24年分の決算書控をお持ち下さい。